

令和6年度 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナワクチン定期接種

令和6年度から新型コロナワクチンの接種は、季節性インフルエンザと同様に定期接種に位置づけられ、重症化リスクの高い高齢者等が接種の対象となります。区では、対象者の費用負担を軽減するため、接種費用の補助を実施します。



○対象者・自己負担額

新宿区に住民登録がある下表の方を対象に接種費用を補助します。

対象者	自己負担額
75歳以上の方	無料
65歳～74歳の方	3,500円
60歳～64歳の方のうち、以下のいずれかに該当する方 ・心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方 ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級程度）	3,500円

※上記の対象者のうち、生活保護等を受給している方は、無料で接種することができます。

※定期接種以外で接種を希望する方は、任意接種として、全額自費で接種を受けていただくことになります（区の補助の対象外）。

○接種期間

令和6年10月1日（火）から令和7年1月31日（金）まで

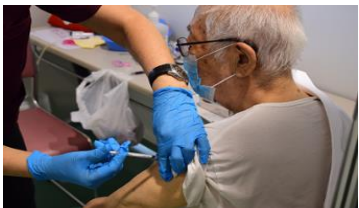
※上記期間以外は新型コロナワクチン定期接種として受けることはできないため、全額自費での接種となります。

新型コロナウイルス感染症対応記録の作成

感染症発生から令和5年5月7日まで、区が実施した様々な取り組みについて、区民や関係機関と共有するとともに、次代に継承し、将来発生しうる感染症に備えることを目的に、新型コロナウイルスへの対応記録を作成し、区ホームページで公開しています。

【主な内容】

- ・感染状況の波を捉えて設定した各期間ごとの区の感染症対策
- ・各種相談窓口の状況
- ・区のPCR等の検査体制、ワクチン接種
- ・子育て支援や福祉施設等の現場での対応
- ・繁華街における感染拡大防止対策 等



ワクチン接種



新宿区繁華街新型コロナ対策連絡会



繁華街における感染対策の視察



PCR検査スポット

新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

○区の対策本部会議の廃止

5類感染症へ移行後の感染状況や、令和6年4月から通常の医療提供体制に移行したこと等を踏まえ、新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部を令和6年5月6日で廃止し、新型インフルエンザ等対策調整会議に再編しました。

○区職員のマスクの着用等

区職員のマスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とし、区施設における手指消毒液の設置や換気等の対策についても、一律の実施は終了した上で、感染状況に応じて、各職場の判断で実施します。